

執行役選任理由

| 氏 名 | 理 由 |
|---------|---|
| 増 田 寛 也 | 増田寛也氏を執行役に選任した理由は、同氏は、岩手県知事、総務大臣など行政の要職を歴任するとともに、当社取締役兼代表執行役社長として日本郵政グループ全般の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして当社の重要な業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。 |
| 飯 塚 厚 | 飯塚厚氏を執行役に選任した理由は、同氏は、財務省等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。 |
| 加 藤 進 康 | 加藤進康氏を執行役に選任した理由は、同氏は、主要子会社である株式会社かんぼ生命保険における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。 |
| 山 代 裕 彦 | 山代裕彦氏を執行役に選任した理由は、同氏は、三井不動産リアルティ株式会社の代表取締役副会長等を歴任しており、その豊富な経験と実績を活かして当社の重要な業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。 |
| 浅 井 智 範 | 浅井智範氏を執行役に選任した理由は、同氏は、当社経理・財務部門等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。 |
| 早 川 真 崇 | 早川真崇氏を執行役に選任した理由は、同氏は、検事・弁護士の経歴を通じて培った法律の専門家としての経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。 |
| 林 俊 行 | 林俊行氏を執行役に選任した理由は、同氏は、国土交通省における経験及び当社執行役の経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。 |
| 福 本 謙 二 | 福本謙二氏を執行役に選任した理由は、同氏は、当社経営企画部門等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。 |
| 一 木 美 穂 | 一木美穂氏を執行役に選任した理由は、同氏は、主要子会社である日本郵便株式会社における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。 |
| 中 俣 力 | 中俣力氏を執行役に選任した理由は、同氏は、日本電気株式会社における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。 |

| 氏 名 | 理 由 |
|---------|--|
| 飯 田 恭 久 | 飯田恭久氏を執行役に選任した理由は、同氏は、楽天株式会社等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。 |
| 櫻 井 誠 | 櫻井誠氏を執行役に選任した理由は、同氏は、当社事業部門等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。 |
| 柿 木 彰 | 柿木彰氏を執行役に選任した理由は、同氏は、株式会社野村総合研究所等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。 |
| 秋 本 芳 徳 | 秋本芳徳氏を執行役に選任した理由は、同氏は、総務省における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。 |
| 美 並 義 人 | 美並義人氏を執行役に選任した理由は、同氏は、財務省及び主要子会社である日本郵便株式会社等において豊富な業務経験を有しており、その豊富な経験と実績を活かして当社の業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。 |
| 西 口 彰 人 | 西口彰人氏を執行役に選任した理由は、同氏は、主要子会社である日本郵便株式会社等において豊富な業務経験を有しており、その豊富な経験と実績を活かして当社の業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。 |
| 田 中 進 | 田中進氏を執行役に選任した理由は、同氏は、主要子会社である株式会社ゆうちょ銀行において豊富な業務経験を有しており、その豊富な経験と実績を活かして当社の業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。 |
| 大 西 徹 | 大西徹氏を執行役に選任した理由は、同氏は、主要子会社である株式会社かんぽ生命保険において豊富な業務経験を有しており、その豊富な経験と実績を活かして当社の業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。 |
| 小 池 信 也 | 小池信也氏を執行役に選任した理由は、同氏は、主要子会社である日本郵便株式会社等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行、特に首都直下地震発生時における緊急の業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。 |
| 風 祭 亮 | 風祭亮氏を執行役に選任した理由は、同氏は、当社経営企画部門等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。 |
| 三 谷 暢 宣 | 三谷暢宣氏を執行役に選任した理由は、同氏は、株式会社電通における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。 |

| 氏 名 | 理 由 |
|---------|--|
| 板 垣 忠 之 | 板垣忠之氏を執行役に選任した理由は、同氏は、当社グループ不動産統括部等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。 |
| 竹 本 勉 | 竹本勉氏を執行役に選任した理由は、同氏は、当社施設部等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。 |
| 砂 山 直 輝 | 砂山直輝氏を執行役に選任した理由は、同氏は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。 |
| 牧 寛 久 | 牧寛久氏を執行役に選任した理由は、同氏は、当社人事部等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。 |
| 柿 木 彰 | 柿木彰氏を執行役に選任した理由は、同氏は、株式会社野村総合研究所等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。 |
| 中 畑 育 子 | 中畑育子氏を執行役に選任した理由は、同氏は、当社総務部等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。 |
| 西 田 晃 久 | 西田晃久氏を執行役に選任した理由は、同氏は、当社内部監査部等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。 |
| 若 林 勇 | 若林勇氏を執行役に選任した理由は、同氏は、当社秘書部等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。 |
| 伊 藤 友 理 | 伊藤友理氏を執行役に選任した理由は、同氏は、検事・弁護士の経歴を通じて培った法律の専門家としての経験及び当社コンプライアンス統括部における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。 |
| 小 宮 昭 夫 | 小宮昭夫氏を執行役に選任した理由は、同氏は、当社グループ IT 統括部等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。 |
| 關 祥 之 | 關祥之氏を執行役に選任した理由は、同氏は、主要子会社である日本郵便株式会社及び当社サステナビリティ推進部等における経験等により、当社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当社の業務執行の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。 |